

◎新潟県告示第278号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和2年3月17日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 南魚沼都市計画道路
- (2) 名称 3・5・5号 鰈島浦佐線
3・4・6号 浦佐茗荷沢線
3・4・12号 国道17号浦佐バイパス線
3・4・19号 六日町本町線
3・5・26号 余川小栗山線
3・6・30号 竹俣泉田線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 3・5・5号 鰈島浦佐線
 - ア 追加する部分
南魚沼市浦佐の一部
 - イ 削除する部分
南魚沼市浦佐の一部
- (2) 3・4・6号 浦佐茗荷沢線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
南魚沼市浦佐の一部
- (3) 3・4・12号 国道17号浦佐バイパス線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
南魚沼市浦佐の一部
- (4) 3・4・19号 六日町本町線
 - ア 追加する部分
南魚沼市西泉田字沖、字不桂田の各一部
 - イ 削除する部分
なし
- (5) 3・5・26号 余川小栗山線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
南魚沼市小栗山字北沖、字長表、字宮田の各一部
- (6) 3・6・30号 竹俣泉田線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
南魚沼市竹俣字追出、六日町字道東、西泉田字沖、字不桂田、字干溝、字下島の各一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 令和2年3月17日
至 令和2年3月31日
- (2) 場所
 - ア 南魚沼市六日町960番地（〒949-6680）
新潟県南魚沼地域振興局地域整備部計画調整課

- イ 南魚沼市六日町180番地 1 (〒949-6696)
南魚沼市建設部都市計画課都市計画係
- ウ 南魚沼市浦佐1188番地 2 (〒949-7392)
大和市民センター
- エ 南魚沼市塩沢1370番地 1 (〒949-6492)
塩沢市民センター

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

5 意見書を提出できる者

南魚沼市の住民並びに利害関係人

6 意見書の提出期限

令和2年3月31日(火)(必着のこと。)